○農林水産省告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字朽網字神田ヶ迫三〇二四、三八六四の七九、三八六四の八三、三八五六の六二（次の図に示す部分に限る。）、朝倉市佐田字尾ノ下六一〇の一、六一〇の二、黒川字大久保六一一九の一、うきは市浮羽町新川字田代ノ上二六〇四、二六一七の一、二六二五の一、二六三〇の一、二六三三、字寺山二六三四の一、二六三六の二、二六三八の一、二六三八の三、二六三八の四、二六三八の八、二六三八の九、二六三九の一、二六四〇、二六四一の一、二六四二の一、字堂山二六四三の一、二六四九の一、二六四九の五から二六四九の七まで、二六四九の一〇、二六四九の一一、二六四九の一三、二六四九の一九、二六四九の三二、二六五二の一、二六五三、字出島二六八九の二、二六八九の五、二六八九の六、二六八九の一〇から二六八九の一二まで、二六九〇、二六九一、二六九二の一、字三本平三七の一、四二の二、四四、四七、四八、五〇、五五、字迫田六一、字門ノ内七四、七五の一、七五の三、七七、七八、八三、一〇二、一〇四の一、字スサキ二五九、二六五の一、字長山二七六の一、二七六の三、二八五の一、三〇三、三〇四、三〇七、三一一、三一二の一、三一四の一、三一四の二、三二二、三二三の一、字上長山三七三の一、三七八、三七九（次の図に示す部分に限る。）、字鍛治屋谷五六九の二、五六九の五、五六九の七、五六九の二六、字平口坂五七〇、五七一、五七五、五八一、五八三、五八五、五八六、五九〇、五九二、五九六、五九七、五九九、字長畑六〇一、六〇三の一から六〇三の三まで、字西浦山六二〇、六二一、六二三、六二七、六三一、六三三、字東浦山六三八、六四七、六五〇、字東内ヶ原七二一、七二四、七三二の三、七三六、七三七、字南大平山七四一の一、七四一の二、七四三、七四五の一、七四六の一、七五四、字北大平山七五五から七五八まで、七六五、七六八、七七一、七七二の二、七七三、七七四の一、字走場七八一の一、七八六の一、七八九〇、七九一の一、七九四の一、七九六、七九九の一、八〇三の一、八〇七の一、八三三の一、八三四の一、八六七の一、一八六七の三、一八七七の一、一八七八三の一、田川郡添田町大字落合字雀木二八五二、二八五四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字堀田坂二〇五七の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字丸野一五〇四九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字ゴヲロ三八九六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町新川字堺谷四四九六の八、字内瀬四五一三の五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市足尾町字胡南三四八六の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市足尾町字胡南三四八六の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市滝ヶ原四七一五の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年二月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年二月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。